

都市公園占用料占用料新旧対照表(令和2年4月改定)

単位(円)

現 行			改 定					
占有物件	単位	占用料	占有物件	単位	調整占用料	占用料		
電柱	1本につき 1年	第一種電柱	電柱	1本につき 1年	1,770円	1,480円		
		第二種電柱				2,280円		
		第三種電柱				3,070円		
電話柱	1本につき 1年	第一種電話柱	電話柱	1本につき 1年	1,580円	1,320円		
		第二種電話柱				2,120円		
		第三種電話柱				2,910円		
その他の柱類		130円	その他の柱類		150円	170円		
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年 13円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年 15円	17円		
地下に設ける電線その他の線類		8円	地下に設ける電線その他の線類		9円	10円		
路上に設ける変圧器		1個につき1年 1,320円	路上に設ける変圧器		1個につき1年 1,580円	1,730円		
地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき1年 790円	地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき1年 940円	1,040円		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年 2,650円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年 3,180円	3,460円		
郵便差出箱			1,110円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,330円	1,450円	
			その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年 3,180円	3,460円		
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	外径が0.1メートル未満のもの	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	94円	79円		
		外径が0.1メートル以上0.3メートル未満のもの				240円		
		外径が0.3メートル以上のもの				640円		
通路、鉄道軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられたもの及び防火用水槽で地下に設けられたもの	地下街及び地下室	階数が1のもの	通路、鉄道軌道、公共駐車場、防火用水槽、その他これらに類する施設で地下に設けられたもの	地下街及び地下室	占有面積1平方メートルにつき1年	AIに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの				AIに0.007を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの				AIに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路	地下に設ける通路		3,450円	上空に設ける通路	地下に設ける通路	3,800円	3,800円
				2,070円			2,280円	2,280円
				2,650円			3,180円	3,460円
その他のもの			その他のもの					
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		占有面積1平方メートルにつき1日 69円	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物及び露店		占有面積1平方メートルにつき1日 76円	76円		
露店		占有面積1平方メートルにつき1日 69円						
その他の物件又は工作物		占有面積1平方メートルにつき1月 690円	その他の物件又は工作物		占有面積1平方メートルにつき1月 760円	760円		

現 行			改 定			
占有物件	単位	占用料	占有物件	単位	調整占用料	占用料
工所用板囲、足場、詰所 その他の工所用施設	占有面積1平方メートルにつき1月	690円	工所用板囲、足場、詰所 その他の工所用施設	占有面積1平方メートルにつき1月	760円	760円
土石、竹木、瓦その他工所用材料の置場			土石、竹木、瓦その他工所用材料の置場			

備 考

1. 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
2. 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
3. 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
4. AIは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
5. 占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
6. 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
7. 占有期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により算定した額に、その額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。